



# 空き家解体費補助金 ご利用の皆様へ

**老朽型**  
(跡地活用なし)

- ◎この補助金は、昭和56年以前に建築された空き家が対象となります。※建築基準法改正前の建物  
◎補助金を利用できるのは「空き家の所有者」、「空き家の土地所有者」または「相続人等の親族」です。

## ●補助額:事業費(税抜)の1/2以内(上限30万円)

※ただし、昭和57年以降に建築され、築40年以上経過したもの:上限15万円

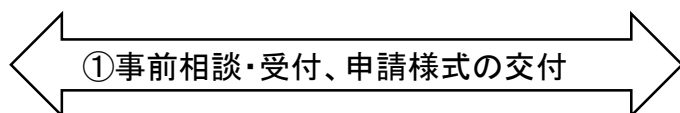
### 【所得要件】

世帯の主たる生計維持者(世帯で最も所得の高い者)の前年度所得が  
**901万円以下**であること。



## 《手続きの流れ》

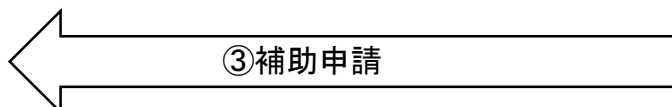
大  
仙  
市



**必ず事前に相談してください。**

- ・空き家住所、現所有者
- ・管理状況、解体希望時期 等

**※募集期間に合わせて受付します。**



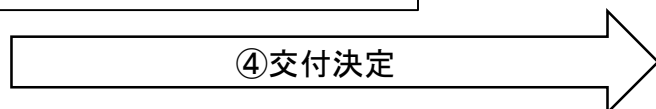
**※必ず解体工事前に申請してください。**

### 【必要書類】

- ・補助金等交付申請書
- ・補助事業等計画書
- ・工事見積書
- ・課税・非課税証明書 等  
※前年度所得がわかる書類
- ・補助金振込先の通帳の写し
- ・登記簿 or 名寄帳 等  
※登記物件 → 登記簿  
※未登記物件 → 名寄帳、評価証明書等
- ・誓約書(様式第1号)

### 【必要に応じて提出】

- ・同意書(様式第2号)  
※土地所有者が申請する場合、又は家屋所有者が複数  
いる場合
- ・空き家等除却同意書  
(様式第3号)  
※所有権以外の権利が設定  
されている場合
- ・戸籍謄本、住民票等  
※所有者を証明する書類

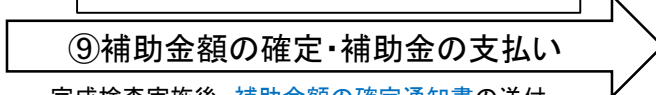


- ・申請内容及び提出物に不備が無い確認後、  
**補助金交付決定通知書**を送付します。



### 【必要書類】

- ・補助金実績報告書
- ・解体業者からの請求書、領収書の写し
- ・写真(解体前、中、後)
- ・市への補助金請求書
- ・家屋滅失届(登記・未登記問わず)



- ・完成検査実施後、**補助金額の確定通知書**の送付  
及び補助金の振り込みをします。

申  
請  
者



②見積依頼・提出



解  
体  
業  
者

